



弱な建物に貧困層の方々
が暮らしているという実
態があることは確かなよ
うだ。

類似施設はたくさんある
弱な建物に貧困層の方々が暮らしているという実態があることは確かなようだ。

ついで洗濯物が吊り下
げられており、防火・防
災を生業として来た者の
目から見ると、卒倒しそ
うになるほど防火上問題
のある施設だった。

その施設では、管理人
が身元保証人になって就
職を世話したり、普通の
アパートに移るのを手助
けしたりしていたが、も
ともと生活力の弱い方も
多く、せつかく脱出して
「静養ホーム」たまゆら
の火災を考える(参照)、
簡易宿泊所の火災(20
15年5月、10人死亡、
神奈川県川崎市、本紙同
年6月10日号拙稿「川崎
市の簡易宿泊所の火災を
考える」参照)なども、
特別養護老人ホームなど
への公的助成のあり方な
ど、公的に負担すべき居
住水準や介護水準をどの
程度に設定すべきか、な
どということと合わせ
て、人権や安全と公費負
担と公平性の視点から総
合的にバランスをとって
考えていく必要があると
思う。

懸念していた火災が起
こってしまった。6人が
亡くなった北九州市の木
造共同住宅の火災のこと
だ。この共同住宅は低家
賃でも入居可能で、生活
保護を受ける单身高齢男
性の受け皿になっていた
が、防火上は脆弱なため
多数の入居者が犠牲にな
ってしまった。今回は、
この火災について考えて
見たい。

北九州市の共同住宅の火
災

5月7日の夜23時過
ぎ、北九州市小倉北区の
木造2階建て共同住宅で
火災が発生し全焼。6人
が死亡し、5人が負傷し
た。火災は隣接する戸建
て住宅にも延焼し、1棟

が全焼し5棟が被害を受
けた。火元となった共同
住宅は建築面積148
㎡、延面積295㎡で、
住宅用火災警報器が各住
戸に設置され、消火器も
3本設置されていた。隣
接住戸も含めた焼損床面
積は405㎡(以上、消
防庁災害情報第3報)で、
最近としては比較的大き
な火災である。火災原因
については調査中とされ
ているが、1階北側から
出火したとの報道もあ
る。

火元共同住宅の実態

火元となった共同住宅
「中村荘」は、中廊下型
の2階建て木造共同住宅
で、形状は典型的な「木
賃アパート」である。室
数は16あり、全て単身の
高齢男性が住んでいた。
家賃が1日500円とい
うことで、普通の「木賃
アパート」の家賃を払え
ない生活保護受給者など
の低所得者が住んでいた
ようだ。この種の共同住
宅は、北九州市内に少な
くとも3棟はあるなどと
報道されている。

共同住宅の入居に通常
必要とされる保証人が要
らず、入居契約も「宿帳」
程度の簡単なもので、家
賃も場合によっては日割
りでもよい、という実態
はホームレスになりかね
ない。ホームレスになる
と、生活拠点が無いとい
うことで、生活保護を受
けられないのか、と警
察が調べているという報
道もある。「簡易宿所」で
あれば、「旅館」の一種だ
から都道府県知事の許可
が必要で、防火基準もそ
れなりに厳しくなるた
め、この施設は無許可で
脱出できるようにする人

北九州市の共同住宅の火災

ではなかったのか、と警
察が調べているという報
道もある。「簡易宿所」で
あれば、「旅館」の一種だ
から都道府県知事の許可
が必要で、防火基準もそ
れなりに厳しくなるた
め、この施設は無許可で
脱出できるようにする人

法律違反だったというこ
とになる。法律違反の劣
悪な施設に貧困層を集め
て稼ぐいわゆる「貧困ビ
ジネス」だったのではな
いか、というわけだろう。

その後の報道では、調
査の結果、福岡県として
は中村荘は「共同住宅」
と判断するということが
なるとされ、防火上脆
いずれにしろ、防火上脆

もいる。この種の共同住
宅が最後のセーフティネ
ットの役を果たしてい
る、という見方もできる
だろう。

低家賃でアパートのよう
にして貸している施設
で、2階建ての仮設宿舎
4棟の個室に60人を超え
る男性高齢者が住んでい
る。部屋の中を見ても
目や耳が不自由な人、足
が不自由な人などは、不
自由でない方の身体の部
分で補い合いながら避難
できるよう、部屋配置や
布団が敷きっぱなしにな

不定となり就職もでき
ない視点から考える必要
がある。国や地方財政が
窮乏する中、国民の税金
で面倒をみる範囲につい
ては議論があるが、憲
法25条(すべて国民は、
健康で文化的な最低限度
の生活を営む権利を有す
る。国は、すべての生活
部面について、社会福祉、
社会保障及び公衆衛生の
向上及び増進に努めなけ
ればならない)に立ち戻
って、国民が自分たちの
問題として考えなければ
ならない。

その場合、先月号で触
れた仮設住宅の居住水
準、公営住宅のあり方、
特別養護老人ホームなど
への公的助成のあり方な
ど、公的に負担すべき居
住水準や介護水準をどの
程度に設定すべきか、な
どということと合わせ
て、人権や安全と公費負
担と公平性の視点から総
合的にバランスをとって
考えていく必要があると
思う。